

## 魚津市告示第1号

魚津市福祉燃油助成券交付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年1月7日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市福祉燃油助成券交付事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、灯油等の燃油価格の高騰により冬期間における生活の困窮が危惧される魚津市内の低所得世帯に対し、燃油代金の一部を助成することにより、当該世帯の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「福祉燃油」とは、この事業の実施に関して、魚津市（以下「市」という。）と契約を締結した石油販売業者（以下「業者等」という。）が販売する灯油、ガソリン又は軽油をいう。

#### (対象世帯)

第3条 この事業による福祉燃油の助成対象世帯は、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、世帯を構成する全ての者が次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である者
- (3) 令和3年7月1日から令和4年3月31日までの間に魚津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年魚津市告示第185号）による生活困窮者自立支援金の支給決定を受けた者

#### (助成券の交付)

第4条 市長は、次に掲げる世帯を除いた対象世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、同一世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者（特別の事情により、これにより難いと市長が認める場合は、死亡した世帯

主以外の世帯構成者（世帯主及び世帯員をいう。）のうちから当該世帯構成者の同意を得て選ばれた者）に魚津市福祉燃油助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）を交付する。

（1） 世帯員に、地方税法第294条第3項の規定により市以外の市町村で令和3年度の市町村民税均等割が課されていない者が含まれている世帯

（2） 世帯員に、令和3年1月2日以降に市に転入した者が含まれている世帯

（助成券の申請）

第5条 前条各号に該当する世帯で助成券の交付を受けようとする世帯主は、魚津市福祉燃油助成券交付事業申請書（様式第2号）に令和3年度の市町村民税均等割が課されていない世帯員の非課税証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同意書（様式第3号）の添付により非課税証明書の添付を省略することが出来る。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに調査を行い、交付の可否を決定し、交付決定者に対して、助成券を交付するものとする。

3 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。

（助成額）

第6条 助成額は、5,000円とする。

2 助成券の1枚あたりの額面は、500円とし、10枚で1冊とする。

3 助成券の交付は、世帯ごとに1冊とする。

（助成券の有効期限）

第7条 助成券の有効期限は、令和4年3月31日までとする。

（使用方法）

第8条 助成券の交付を受けた者及び当該者の世帯員（以下「利用者」という。）は、福祉燃油購入代金を助成券で支払うことができる。

2 助成券を使用して福祉燃油の購入代金の全部を支払う場合において、使用する助成券と当該代金との間に差が生じたとき（使用する助成券の額より少ない場合に限る。）は、助成券の利用者は、差額を請求できないものとする。

（返還）

第9条 利用者が属する世帯が第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったときは、利用者は、速やかに助成券を返還するものとする。

（不正使用等の禁止）

第10条 利用者は、助成券を不正に使用し、又は利用者以外の者に貸与若しくは譲渡してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、助成券の不正使用相当額を返

納させると同時に、助成券の交付を中止することができる。

(助成券の換金請求)

第11条 業者等は、使用された助成券の相当額を、魚津市福祉燃油助成券換金請求書(様式第4号)に使用済券を添付して、市長に対して請求するものとする。

2 換金請求の期限は、令和4年4月30日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

（表面）

	交付番号（第          号）
	魚津市 福祉燃油助成券
	¥500
魚津市	有効期限 令和4年3月31日

（裏面）

使用する際の注意事項	
<ul style="list-style-type: none"><li>■ この券は、魚津市と契約した事業所のみで使用できます。</li><li>■ 灯油、ガソリン、軽油を購入することが出来ます。</li><li>■ 購入金額よりも使用する助成券の金額が多い場合は、お釣りは出ません。</li><li>■ 助成券を使用する際は、事業所の係員に渡して下さい。</li><li>■ この券を不正に使用した場合は、不正使用額を返納させるとともに、券の交付が中止されます。</li></ul>	
問い合わせ先	魚津市役所社会福祉課保護係 電話：0765-23-1077
会社名	

様式第 2 号（第 5 条関係）

## 魚津市福祉燃油助成券交付事業申請書

年 月 日

魚津市長 あて

世帯主（申請者）

(フリガナ) 氏名	現住所	生年月日
		大正・昭和・平成
	日中に連絡可能な電話番号 ( )	年 月 日

世帯員

続柄	氏名	住所地（令和 3 年 1 月 1 日時点）	審査欄
世帯主			

下記の事項に同意のうえ、魚津市福祉燃油助成券交付事業実施要綱第 5 条の規定により魚津市福祉燃油助成券の交付を申請します。

### 【同意事項】

私及び世帯員につき、魚津市社会福祉課が魚津市市民課に対して住民票の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

申請者（世帯主） 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

様式第3号（第5条関係）

同 意 書

魚津市福祉燃油助成券交付事業の実施のために、私及び世帯員につき、魚津市社会福祉課が令和3年度の市町村民税の課税情報の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

申請者（世帯主） 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 様

（請求者）

所在地

事業者名

代表者氏名

印

魚津市福祉燃油助成券換金請求書

魚津市福祉燃油助成券交付事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり換金を請求します。

記

1. 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 助成券合計枚数 \_\_\_\_\_ 枚

3. 振込口座

金融機関名		預金種別	普通 ・ 当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			